

多重債務問題改善プログラムの平成21年度及び平成22年度における改正貸金業法の完全施行までの主な取組み

1. 相談窓口の整備・強化

平成21年度における主な取組み

- 各都道府県と弁護士会・司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を開催する多重債務者相談強化キャンペーン2009の実施（平成21年9/1～12/31）
 - ・無料相談会開催実績：延べ約1,500回、相談件数：5,084件
- 自治体等の多重債務相談の状況を調査
 - ・窓口設置状況：財務局、都道府県ではすべて設置済。1,626市区町村（全体の91%）で設置済（20年度は1,618市区町村）
 - ・相談件数
財務局：9,531件　都道府県：35,897件　市区町村：75,344件
 - ・各部署間での多重債務問題に関する連携体制の構築状況
都道府県：45都道府県で構築済（20年度：47都道府県）　市区町村：743市区町村で構築済（20年度：704市区町村）
- 各都道府県において、関係機関の連携を強化のため、「多重債務者対策本部（又は協議会）」の開催（延べ50回）
- 国民生活センターにおいて、自治体の消費生活相談員等向けにて多重債務者対策の研修を実施（9回、622名参加）
- 政府広報、リーフレット配布等を活用した多重債務相談窓口等についての広報を実施
- 日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会において、「債務整理事件の処理に関する指針」を策定
- 法テラスにおいて、リーフレット「多重債務Q&A」を作成し、自治体等の相談窓口配布

平成22年度における完全施行までの主な取組み

- 金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し（21年11月13日）、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施のために講ずべき施策として取りまとめた「借り手の目線に立った10の方策」において、「8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」を柱の一つとして位置付け（22年4月2日）。
- 多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日本弁護士連合会等に対して、「連携の強化」を要請（22年4月30日）
- 多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的としたあなたは大丈夫？キャンペーンを実施（平成22年4月30日～12月末）
 - ・無料相談会実績：5～8月までで延べ874回開催
 - ・キャンペーン期間中、各都道府県において「多重債務者対策本部（又は協議会）」を開催
 - ・財務局等において、都道府県・市区町村の多重債務相談員等を対象とした、改正貸金業法についての説明会を実施（延べ62回）
 - ・改正貸金業法についてのリーフレット、ポケットティッシュ等を作成し、都道府県・市区町村、財務局等において、広報を展開
 - ・金融庁ウェブサイト改正貸金業法の専用ポータルを開設
 - ・政府広報、インターネット等を通じた改正貸金業法の広報を実施。各財務局においては、回覧板、スタジアムのスクリーン等様々な媒体も活用
- 都道府県・市区町村及び関係機関等に改正貸金業法についてのQ&Aをまとめた「カシキンQ&A」を配布

多重債務問題改善プログラムの平成21年度及び平成22年度における改正貸金業法の完全施行までの主な取組み

2. セーフティネット貸付けの提供

平成21年度における主な取組み

- 総合支援資金の創設等、生活福祉資金貸付制度の見直しを実施（21年10月）
- グリーンコープ生協ながさきにおいて、新規に「生活再生貸付事業」を開始
- 引き続き、改正最低貸金法の趣旨を踏まえ、改定された最低貸金額等について、市町村広報への掲載、リーフレットの配布等により周知
- 日本政策金融公庫における融資制度について、一部対象者に対して、貸付利率の引き下げ等の制度拡充を実施。

平成22年度における完全施行までの主な取組み

- 「借り手の目線に立った10の方策」において、「7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化」を柱の一つとして位置付け（22年4月2日）。
- 多重債務者向けのセーフティネット貸付けを実施している労働金庫等の金融機関に対し、一層の推進を要請（4月30日）
- NPOバンクの行う貸付のうち、一定の要件を満たすものについては、総量規制等の適用除外とする（6月11日内閣府令改正）
- 貸付事業を行う地域生協の県域規制の緩和を実施（5月21日省令改正）
岩手県消費者信用生活協同組合が、八戸市で相談と貸付事業を開始（6月1日）
- 改正貸金業法の完全施行に向けて、中小企業・個人事業者向けのセーフティネットの充実・強化及び、経営相談における弁護士会、商工会議所等との連携について、公的金融機関に要請（5月13日）

3. 金融経済教育の強化

平成21年度における主な取組み

- 金融経済教育に関する内容の充実を図った小中高の学習指導要領の趣旨の周知
- 社会教育関係者に対し、各種会議等を通じ、多重債務問題改善プログラムの趣旨を周知するとともに、金融広報中央委員会が作成した家計簿や小遣い帳等に関する教材等を紹介
- 引き続き金融庁において、借金問題を分かりやすく解説したDVD、リーフレット等を作成し、都道府県、大学等に配布

平成22年度における完全施行までの主な取組み

- 日本貸金業協会において、貸金業に関するトラブルを未然に防ぐための一般消費者向けガイドブックを作成し、全国の消費生活センターや高校、短大などの教育機関などを通じ、広く一般消費者、利用者に配付
- 引き続き財務局において、各都道府県・市区町村等において多重債務問題等の金融トラブルに関する講演等を実施（全国で192回）

多重債務問題改善プログラムの平成21年度及び平成22年度における改正貸金業法の完全施行までの主な取組み

4. ヤミ金の取締り強化

平成21年度における主な取組み

- 苦情、相談等で無登録業者に関する情報を入手した場合は警察当局への情報提供を、現に被害が発生している場合は警告を、実施。
 - ・情報提供：263件（金融庁：176件 財務局：21件 都道府県：66件）
 - ・警告：245件（金融庁：45件 財務局：124件 都道府県：76件）
- 警察による平成21年の電話警告件数：15,198件（前年比+2,669件）、携帯電話契約者確認要求件数：2,083件（前年比+1,013件）
- 各都道府県警察において、集中取締本部によるヤミ金融の取締強化
- 全国の都道府県警察の捜査員を警視庁生活経済課に派遣し、ヤミ金融捜査に従事させる長期実務研修を実施
- 警察庁より、ヤミ金融における犯罪収益移転防止法の活用促進について、各種会議を通じて都道府県警察に対し指導
- 改正貸金業法の21年6月施行部分等を踏まえ、「ヤミ金融事犯相談対応マニュアル」を作成し、各都道府県警察に配布、活用を指導。

平成22年度における完全施行までの主な取組み

- 「借り手の目線に立った10の方策」において、「9. ヤミ金融対策の強化」を柱の一つとして位置付け（22年4月2日）
- 全国警察に対し、ヤミ金融対策強化の通達を发出（5月27日）
- 各都道府県における「多重債務者対策本部（又は協議会）」等において、各都道府県警察が自治体や関係機関・団体との連携、情報交換を実施